

# 原水爆禁止西宮市協議会 会則

## 第一章 名 称

第一条 この協議会は原水爆禁止西宮市協議会（以下協議会という）と称し、事務局を西宮市役所内におく。

## 第二章 目的および事業

第二条 この協議会は原水爆を禁止し人類共存の世界平和を実現するための運動を行なうことをもって目的とする。

第三条 この協議会は前条の目的達成のため次の事業を行なうものとする。

- 1 署名運動、講演会、映画会、座談会等のけいもう宣伝活動
- 2 全国組織への協力等関係機関（団体）との協調、連絡
- 3 原水爆被災者の救援
- 4 その他必要な事項

## 第三章 組織および会議

第四条 この協議会は本会の趣旨に賛同する市内各種機関および団体（以下加盟団体という）をもって組織する。

第五条 この協議会に次の会議をおく。

- 1 総会
- 2 常任委員会

二 総会および常任委員会は各委員の定数の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

第六条 総会は委員をもって構成し、毎年一回開催するものとする。ただし必要に応じて臨時総会を開催することができる。

二 前項の委員は加盟団体の代表者をもってあてる。

第七条 常任委員会は常任委員をもって組織し、必要に応じて開催する。

第八条 総会および常任委員会は会長がこれを招集する。

第九条 この協議会の重要事項は総会において協議決定し、次の事項はその議を経なければならない。ただし、緊急を要するものは常任委員会において代行することができる。

- 1 会則の改廃に関すること
- 2 役員の選任に関すること
- 3 この協議会の運営に関する基本的な事項

二 常任委員会の代行した事項は、次の総会に報告しその承認を得なければならない。

第十条 常任委員会は前条以外の事項について協議し、本事業の推進をはかる。

## **第四章 役 員**

第十一條 この協議会に次の役員をおく。

- 1 会長 一 名
- 2 副会長 若干名
- 3 常任委員 若干名
- 4 会計委員 一 名
- 5 監事 三 名

二 役員は委員の互選としその任期は一年とする。ただし、再選を妨げない。

三 前項による任期満了の場合、後任の決定まではその任にあたるものとする。

第十二條 会長は会務を統括しこの協議会を代表する。

第十三條 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

第十四條 会計委員は会長の命を受け、会計事務を処理する。

第十五條 監事は会計事務の監査にあたる。

第十六條 この協議会に参与および顧問をおくことができる。

二 参与および顧問は常任委員会の同意を得て会長が推せんする。

第十七條 参与および顧問はこの協議会の諮問に応じ会務の執行に対し助言し協力する。

## **第五章 事 務 局**

第十八條 この協議会に事務局をおき、日常の会務を掌る。

第十九條 事務局に事務局長および必要な職員をおく。

二 事務局長は常任委員会にはかり会長がこれを委嘱する。

## **第六章 加盟および統制**

第二十条 この協議会に加盟しようとする団体は会長に届出するものとする。

第二十一条 この協議会の趣旨に違反し、また本会の名誉を汚し若しくは事業の遂行を阻害したものは、総会において除名することができる。

## **第七章 会 計**

第二十二条 この協議会の会計は分担金、寄付金、助成金およびその他の収入をもってある。

二 分担金については常任委員会の議を経て別にこれを定める。

第二十三条 この協議会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十日に終わる。

## **第八章 雜 則**

第二十四条 この協議会の運営に必要な規程または細則は常任委員会において決定する。

第二十五条 この会則は昭和三十三年八月五日より適用する。